

平成22年度会計実地調査の結果

会計実地調査の結果の詳細は以下のとおり。

(1) 研究費不適切使用防止のための措置の実施状況

① 規程等の整備について

大学及び公的研究機関においては、ガイドラインに基づいた不適切使用防止対策の取り組みが行われており、研究費の不適切使用防止に関する規程等が整備されていたが、企業や病院においては、ガイドラインを把握していない、研究費不適切使用防止関係規程の整備がなされていない、等が数多く見受けられた。

不適切使用防止対策に関する規程等が不十分な研究機関に対しては、早急に規程等を整備して研究者や経理事務担当者などの関係職員に周知し、不適切使用防止対策の推進及び関係職員の研究費不適切使用防止に対する意識向上を図るよう指導した。

② 不正防止計画の策定について

ガイドラインに基づく不正防止計画の策定については、ほぼ全ての研究機関で策定されていたが、一部の研究機関においては、未策定または策定中だったため、早急に策定及び周知徹底し、関係職員の不正防止に対する意識向上を図るとともに、不正防止計画に準拠した不正防止対策を実施するよう指導した。

③ 周知及び取り組み状況について

委託研究機関の多くは年1回以上、研究費の適正使用について説明会や研修会などを行っており、その際に不正防止対策について周知していた。また、ほとんどの研究機関は内外向けホームページや職員用ネットワークの掲示板に関係規程等を掲載して周知を図っていた。さらに、一部の大学では、研究費の適正使用について分かりやすく冊子にしたものを作成して関係者に配布するなど、周知徹底がなされていた。

しかし、研究者及び事務職員のコンプライアンス意識の浸透度については把握していない研究機関が多かった。研究機関における最高管理責任者またはコンプライアンス担当部局は、行動規範や各種規程等について浸透度調査を定期的に行うなど、周知徹底および実施状況の把握に努めるよう指導した。

(2) 研究費の執行管理状況について

① 研究費の執行管理については、物品等の発注から支払いまで、各研究機関の会計事務取扱規則などに基づいて経理事務が適正に行われていた。また、旅費や謝金等についても、ほとんどの研究機関で関係規程が整備されており、適正に執行管理がなされていた。しかし、一部の研究機関において規程等の整備が不十分であったため、委託研究費の執行管理に関する規程等について整備するよう指導した。

② 物品等の納品にあたっては、検収室や検収担当者の設置など、発注者と検収者を分けるなどにより、不適切使用の防止を図っている機関が多かったが、一部の研究機関では同一研究者が発注と受取を行っていたため、検収担当者等を設けるなど二重チェック体制を整え、不正防止対策措置を講ずるよう指導した。

③ 人件費に係る採用手続き及び勤務時間管理については、ほとんどの研究機関で規程等に基づき適切

に行われていた。しかし、一部の研究機関においては、雇用契約書や労働条件通知書などに本委託研究に従事することが明記されていなかったため、委託研究費から人件費を支出する際の雇用関係書類については、本委託研究に従事することを記載または別紙で添付するよう指導した。

- ④備品の購入及び管理については、各研究機関において関係規程等に基づいて適切に行われていた。しかし、一部の研究機関において、本委託研究費によって購入した備品に対して備品表示票が貼付されていなかったため、備品表示票を作成し、貼付して他の財産と区分して管理するよう指導した。
- ⑤平成21年度実績報告書の確認については、納品書など証憑の原本や、その他の経理証拠書類等を実地で確認したが、不正等の不適切事例は認められなかった。しかし、一部の研究機関において、委託研究契約書第7条に基づく変更申請書等の提出漏れや、委託研究費からの支出が好ましくない一般事務用品の購入、実績報告書の記載ミスなど、本委託研究費の取扱い要領が適切に運用されていない場合があり、本委託研究費の使用ルール等を熟知して厳正に取り扱うよう指導した。